



最新医療裁判例の紹介と考察

はじめに

このコーナーでは、医療委員会第3部会(研究・研修部会)の判例検討会で取り上げた近時の医療裁判例について、その概要の紹介と考察を連載していきます。皆さんの研鑽の参考にしていただければ幸いです。

○東京地判平成23年5月19日判決(判例No1368-178頁)

手前の病理組織診で胃癌と診断され、胃の亜全摘出手術を受けた事例

医療委員会委員 弁護士 宮沢 孝 見

1 当事者

原告：胃癌との診断を受け胃の亜全摘出手術を受けた患者(X)

被告：Y病院を構成する健保組合(Y)

2 事案の概要

Xが、Yが開設する病院で胃癌との診断を受けて胃の亜全摘出手術を受けたところ、術後に胃癌ではなかったことが判明したため、Y病院の担当医師らには、病理診断を誤った過失、術前の検査結果を踏まえての症例の再検討を怠った過失があると主張して、Yに対し、診療契約上の債務不履行に基づき、慰謝料等計2670万9113円の損害賠償を請求した事案

3 診療経過

H18.7.27 X Y病院消化器内科外来を受診

H18.8.2 X、Y病院で、上部消化管内視鏡検査を受け、胃体中部小弯に台状溝上に呈する類膜性病変が確認された。肉眼的形態は、2型(潰瘍型)、(潰瘍を形成し、漿鴉をとりまく腫脹が肥厚し、周囲を形成)

H18.8.4 X、Y病院の病理診断担当のA医師による病理組織検査を受ける。(ただし、HE染色のみで、HE染色で判定や鑑別が困難な場合等に実施される免染色は行わず。)

A医師は、異型細胞(形態が正常から隔たつて異なる細胞)が浸潤性に増生し、乏しいながらも相互密着性を示していたことから、上皮性由来の細胞であると考え、胃癌(低分化腺癌、クリークV癌)と確定する。

H18.9.7 X、手術適切性検定のため上部消化管内視鏡検査を受けたが、病变部の合状溝上に消失、発赤した不整な粗造粘膜病変が観察された。

4 主な争点

- (1) 平成18年8月4日の病理診断(A医師)における注意義務違反の有無
- (2) 同年9月7日の臨床担当の医師ら(B医師、D医師)の手術前総合判断における注意義務違反の有無

- (1) B医師、D医師が、A医師に肉眼的所見が変化したことと連絡し、再検討をしていれば、少なくとも、免染色による検索が実施され、Y病院では、胃癌との確定診断ができない状態になり、悪性リンパ腫との診
- (2) 同年9月7日の臨床担当の医師ら(B医師、D医師)の手術前総合判断における注意義務違反の有無

- (3) 因果関係(臨床担当医師が再検討していれば、外科手術は回避されたか)

5 結論

(一部認容、認容額は合計11263万9601円)

- (1) 争点(1)について→病理担当医師(A)の注意義務違反を否定
- (2) 争点(2)について→病理担当医師(A)の注意義務違反を肯定

6 考察

(1) 過失(病理診断における注意義務違反)について

本件では、鑑定は行われておらず、最終的な診断結果の情報から遮断された意見がなかったことから、後医やX側医の意見については慎重に判断がされた。結論として、免疫染色をせずに胃癌と偽陽性付けても、病理医の戯量の範囲内であるとされた。

(2) 過失(臨床の担当医師の注意義務違反)について

医師は最終的には自らの判断と責任において医療行為を行いう上、他の医師の判断についても可能な限りその適否を検討すべきであって、安易に信頼しあった場合には過失として評価される場合がある。本件でも、通常見られないような病変の変化があつた上、病理医師の診断の内容は簡易であつたことから、臨床の医師らは、病理診断に疑問を抱き、病理医に相談すべき、と判断された。

この点、臨床医は病理医の診断に疑問を抱いて相談すべきとするのは非現実的であるとも考えられるが、病理診断を絶対的と考へた臨床の担当医師の供述の信頼性が大きく否定されたことが大きく影響し、過失が肯定されたものと思われる。

(3)

因果関係について

本件では、胃癌であることが否定されて以降も、後医は悪性リンパ腫を疑い、X側医へのT医師からも、悪性リンパ腫に対する治療法は外科的手術が第一であるというYに有利な証言もされ、最終的な結論であるリンパ腫胃癌も極めて珍しい症例であつたため、因果関係の判断は、極めて微妙であったと思われる。

この点については、後医、胃癌を否定した後、経過観察や精査によって、最終的に良性であるとの診断に達しているという現実の術後の経過が重視され、経過観察が選択されれば、手術が回避された高度の蓋然性があると判断され、因果関係が肯定されたものである。